

介護老人保健施設クレオ デイケア（介護予防通所リハビリテーション）利用料金表

2025年7月1日改正

◆介護保険の負担額（介護保険の加算の項目は主な項目のみ表示）※我孫子市は、1単位の単価が10,33円になります。

		基本 利用 料	強 提 サ 化 供 Ⅰ 加 体 算 制 ス	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 ※	1 割 負 担	2 割 負 担	3 割 負 担
要支援1 週に1回程度	利用開始月から12月未満の利用	2,268	72	201	2,625	5,250	7,875
	利用開始月から12月を超えた利用 ※120単位/月の減算	2,148		191	2,491	4,981	7,472
要支援2 週に2回程度	利用開始月から12月未満の利用	4,228	144	376	4,905	9,810	14,714
	利用開始月から12月を超えた利用 ※240単位/月の減算	3,988		355	4,635	9,270	13,905
利用を開始した日の属する 月から起算して12月を超え た利用について		利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行い、以 下の要件を満たしていない場合は減算 ・3月に1回はリハビリテーション会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、情報変化に応じてリハビリ 計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用すること					

◆加算料金

加 算 項 目		加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆1割負担を表示◆	若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者様を対象に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定	248円
	退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に算定	620円
	栄養アセスメント加算	利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員等の他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者またはその家族に対して結果を説明し、相談等に応じており、また利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、栄養管理の実施にあたって当該情報を活用している場合に算定	52円
	栄養改善加算	低栄養状態にある又はその恐れのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に、開始後3月以内に加算されます。ただし、状態の改善が認められず、引き続き必要と認められる場合は、引き続き算定	207円
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定（6月に1回を限度）	21円
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に算定（6月に1回を限度）	6円
	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の低下している又はその恐れのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施・評価・見直し等一連のプロセスを行った場合に、開始後3月以内に加算されます。ただし、状態の改善が認められず、引き続き必要と認められる場合は、引き続き算定	155円
	口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省へ提出し、口腔機能向上サービスにあたり、当該情報を活用している場合に算定	166円
	一体的サービス提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。	496円
	科学的介護推進体制加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に算定	42円

◆介護保険対象外（円） ※上記の加算には、所定単位数に別途「介護職員等処遇改善加算（8.6%）」が加算されます。

1 日 当 た り	食費	教養娯楽費	日用品費 （外部委託）	合計
	750円	150円	173円	1,073円
自費	希望により理容サービスを利用した場合の理容代、オムツ代、利用料金を 口座振替にした場合の手数料 等			実 費